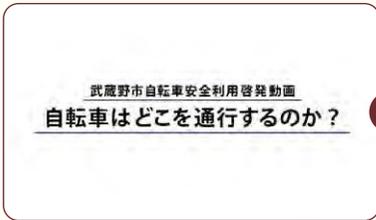


ルールを守って安全に！ 動画で自転車利用のルールを学べます

市内において自転車に関与する事故が多くなっていることを受け、より分かりやすく、また興味を持っていただきやすい啓発方法として、動画を使ったルールの周知を始めました。ドラマ仕立ての動画もあります。改めて自転車の安全利用のルール確認にお役立てください。

動画の一部を紹介します！



自転車はどこを通行するのか？編



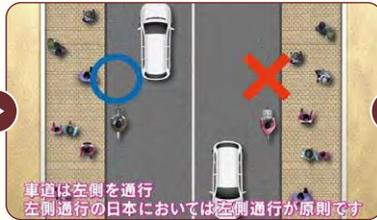
動画は、道路を自転車で通行中に、ルールを守らない自転車とぶつかりそうになる場面から始まります。この写真、皆さんは何がルール違反かすぐにわかりますか？



さっき逆走している自転車がぶつかりそうになっちゃって私危なかったんだから



車の仲間である自転車は車道通行が原則なのです



車道は左側を通行
左側通行の日本においては左側通行が原則です



なるほどねでも車道は車も走るから怖いよね

自転車は車の仲間、車道の左側を走るのが原則です。

どんな時が例外になるのかも学べます。



例えば、この標識がある歩道は自転車で通行できます。また、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者の方などは、標識がなくても歩道を通行することができます。ただし、歩道を通行する際は徐行し、歩行者優先を心掛けましょう。



自転車及び歩行者専用
自転車がその歩道を通行してもいいですよという意味です



この標識がなくても歩道を通行できる方
13歳未満の子ども 70歳以上の高齢者 身体の不自由な方は歩道を走ることができます

危険な自転車運転は絶対にやめましょう！

- ・車道は左側を通行
- ・交差点などでは必ず一時停止
- ・「ながら運転」をしない
- ・歩道は歩行者優先で徐行



これらのルールをしっかりと守り、事故を起こさないように自転車の安全利用を心掛けましょう。

全7本の動画を公開中です！

「歩道はどのように通行すべき？」編、「わかるかな？自転車クイズ(子ども向け)」編など、市ホームページで公開しています。ぜひご覧ください。



問い合わせ先／交通企画課
(Tel. 0422-60-1860)